

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の(1)のアの表二次救急医療の連携の項の前に次のように加える。

初期救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における救急患者を甲の区域にある初期救急医療機関が受け入れることにより、救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行う。
	乙の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を実施するに当たり、応分の経費を負担する。

別表3の(1)のウの表不登校児童生徒の受入機関の共同利用の項中「旭川市適応指導教室」を「旭川市教育支援センター」に改める。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年、1月11日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長 今津寛介



上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

乙 東神楽町

東神楽町長 山本

